

2023 年 1 月 27 日

一般社団法人日本癌治療学会
正会員各位

一般社団法人日本癌治療学会
理事長 土岐 祐一郎

第 26 期代議員選挙に関しまして

平素より本学会の活動に、ご高配を賜りまして、誠に有難うございます。

現在、本学会には第 25 期代議員として 266 名が所属しておりますが、会員数が 17,000 人規模の学会では、少な過ぎるのではないかという意見に基づき、本学会の更なる活性化を含めて、将来計画委員会より代議員の増員と、それに伴う一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第 5 号(役員・会長等・代議員選任規則)の改正が提案されました。

昨年 10 月 19 日に開催されました代議員総会におきまして、定款の改正が決議され、「この法人には、200 名以上 275 名以内の代議員を置くものとする。」が、「この法人には、**325 名以上 375 名以内の代議員**を置くものとする。」に変更となりました。

一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第 5 号(役員・会長等・代議員選任規則)の改正の主な変更点は、①選挙によらないで選任される代議員として、従来の推薦代議員(定数を 25 名以内から 20 名以内に変更)に加えて、優れた業績を有する学術枠代議員を 30 名以内置くこと②選挙代議員では、非優先枠に先立って、開票・選任される女性優先枠を 25 名置くこと③従来の選挙代議員である非優先枠を 300 名とすること、などです。

詳細は、同封いたしました、「第 26 期代議員選挙の実施について(お知らせ)」をご覧くださいと存じますが、学術枠代議員、選挙代議員の女性優先枠、非優先枠を簡単にご説明いたします。

該当する資格をお持ちの会員の皆様におかれましては、奮って立候補下さいますよう、お願い申し上げます。

【学術枠代議員】

- 学術枠代議員立候補者の中から、自らが筆頭著者(equal contribution を含む)、責任著者、最終著者である、5 年間 10 編の IF 合計が高い順に選出します。
- 学術枠代議員の結果の公告は、選挙代議員立候補の届け出締切日の 1 週間前に行うため、学術枠代議員に選任されなかった場合でも、学術単位 20 単位以上を保有している者は、選挙代議員への立候補が可能です。
- 専門科別定数は、選挙公告でお知らせしますが、現時点での専門科ごとの会員数に基づく専門科別定数は、以下のとおり。

内科	外科	産婦人科	放射線科	泌尿器科	薬学	他 14 専門科
3	13	2	1	4	1	6

【選挙代議員（女性優先枠）】

- 選挙代議員（非優先枠）と同様に、従来の選挙代議員の立候補の有資格者が立候補可能です（同封の「第 26 期代議員選挙の実施について（お知らせ）」をご確認下さい）。
- 選挙代議員の開票日に、非優先枠に先立って開票します。
- 女性優先枠で立候補し、選任されなかった場合については、特段の手続きなしで非優先枠にて立候補した扱いになります。
- 専門科別定数は、選挙公告でお知らせしますが、現時点での専門科ごとの会員数に基づく専門科別定数は、以下のとおり。

内科	外科	産婦人科	放射線科	泌尿器科	薬学	他 14 専門科
3	11	2	1	3	1	4

【選挙代議員（非優先枠）】

- 250 名から 300 名に増員されました。
- 専門科別定数は、選挙公告でお知らせしますが、現時点での専門科ごとの会員数に基づく専門科別定数は、以下のとおり。

内科	外科	産婦人科	放射線科	泌尿器科
(30)→37	(103)→134	(22)→28	(11)→13	(35)→44
整形外科	口腔外科	眼科	頭頸部外科	皮膚科
(3)→3	(5)→6	(1)→1	(4)→4	(1)→1
小児科	麻酔科	脳神経外科	形成外科	基礎医学
(1)→1	(1)→1	(2)→2	(1)→1	(2)→2
臨床病理	精神神経科	緩和医療科*	薬学	看護学
(1)→1	(1)→1	(3)→2	(11)→13	(3)→3

()内は 25 期代議員数

*一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第 5 号(役員・会長等・代議員選任規則)の選挙代議員（非優先枠）の定数が、「300 名に各専門科の選挙権者数を掛け、それを全選挙権者数で除したものとし、1 以上の場合は小数点以下を切り捨てる」に変更になったための減員である。